平成２７年（フ）第８６０２号
東京都中野区中野３丁目34―32―306
債務者　安樂岡　洋
1　決定年月日時　平成27年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太田　善大
4　破産債権の届出期間　平成27年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年12月11日午後２時
6　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８７３４号
東京都世田谷区鎌田１丁目12―２
債務者　市川　裕祐
1　決定年月日時　平成27年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木下　達彦
4　破産債権の届出期間　平成27年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年12月11日午後２時
6　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８７８７号
東京都町田市玉川学園３丁目39―17―102
債務者　貝瀬　知子
1　決定年月日時　平成27年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　萩原美保子
4　破産債権の届出期間　平成27年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年12月11日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７１５号
東京都福生市加美平１丁目24番地19ユートリエマンション103号室
債務者　関谷　賢治
1　決定年月日時　平成27年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大山　晃平
4　破産債権の届出期間　平成27年11月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年12月11日午前11時
6　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第７１６号
東京都福生市加美平１丁目24番地19ユートリエマンション103号室
債務者　関谷　美香
1　決定年月日時　平成27年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大山　晃平
4　破産債権の届出期間　平成27年11月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年12月11日午前11時
6　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第８号
大分市大字森1237番地の１
債務者　木野村真理
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　楠本　敏行
4　破産債権の届出期間　平成27年11月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月19日午後３時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１００号
鳥取県東伯郡三朝町大字余戸326番地
債務者　岸田　祐一
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾西　正人
4　破産債権の届出期間　平成27年11月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月22日午前10時20分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
鳥取地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第２９８６号
大阪市中央区谷町８丁目２番13号301
債務者　川人　勝利
1　決定年月日時　平成27年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３５３７号
大阪市淀川区東三国１丁目21番２号
債務者　中谷　彩子
1　決定年月日時　平成27年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３７５０号
大阪市阿倍野区昭和町３丁目４番27号平和寮
債務者　星子まつ代
1　決定年月日時　平成27年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３９１５号
大阪府寝屋川市点野６丁目６番８―307号
債務者　山田美予子（旧姓笹山）
1　決定年月日時　平成27年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４０４５号
大阪府豊中市螢池東町１丁目４番11―102号、前住所大阪府摂津市正雀２丁目５番８号　スカイハイツ206号
債務者　福田　成子
1　決定年月日時　平成27年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４０５７号
大阪市平野区加美北８丁目11番17号　レオパレス加美104号
債務者　龍田　正広
1　決定年月日時　平成27年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４１０１号
大阪府東大阪市若江西新町３丁目１番９号、前住所大阪府東大阪市玉串元町２丁目12番20号　軽費老人ホーム　玉美苑
債務者　東　　義浩
1　決定年月日時　平成27年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部